（ふ）

後	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「KOG」	30mg1錠
後	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「KOG」	60mg1錠

（れ）

後	レバミピド錠100mg「明治」	100mg1錠

（ろ）

後	ロサルヒド配合錠HD「KOG」	1錠
後	ロサルヒド配合錠LD「KOG」	1錠

○厚生労働省告示第三百十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項から第八項までの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する告示

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第1	**別表第1**
1～1135　（略）	1～1135　（略）
1136　経頭蓋治療用磁気刺激装置	（新設）
1137　心臓・中心循環系用カテーテル操作装置	（新設）
1138　甲状軟骨固定用器具	（新設）
別表第2	**別表第2**
1～1977　（略）	1～1977　（略）
1978　中耳加圧装置	（新設）
1979　病理ホールスライド画像診断補助装置	（新設）
別表第3	**別表第3**
1～1196　（略）	1～1196　（略）
1197　病理ホールスライド画像保存表示装置	（新設）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	**別表**
1～1211　（略）	1～1211　（略）
1212　経頭蓋治療用磁気刺激装置	（新設）
1213　病理ホールスライド画像診断補助装置	（新設）
1214　病理ホールスライド画像保存表示装置	（新設）
1215　心臓・中心循環系用カテーテル操作装置	（新設）

○厚生労働省告示第三百十九号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第六条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信